

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令

案 新旧対照表 目次

一、	学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（第一条関係）	1
二、	教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）（第二条関係）	7
三、	学校基本調査規則（昭和二十七年文部省令第四号）（第三条関係）	8
四、	学校保健統計調査規則（昭和二十七年文部省令第五号）（第四条関係）	15
五、	学校教員統計調査規則（昭和二十八年文部省令第十二号）（第五条関係）	17
六、	単位制高等学校教育規程（昭和六十三年文部省令第六号）（第六条関係）	19
七、	教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）（第七条関係）	20
八、	障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行規則（平成二十年文部科学省令第二十九号）（第八条関係）	22
九、	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）（第九条関係）	23

改正案	現行
<p>第三条 学校の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次の事項（市（特別区を含む。以下同じ。）町村立の小学校、中学校及び義務教育学校（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）の設置する小学校、中学校及び義務教育学校を含む。第七条において同じ。）については、第四号及び第五号の事項を除く。）を記載した書類及び校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物（以下「校地校舎等」という。）の図面を添えてしなければならない。</p> <p>一 〇六 （略）</p> <p>（略）</p>	<p>第三条 学校の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次の事項（市（特別区を含む。以下同じ。）町村立の小学校、中学校及び義務教育学校については、第四号及び第五号の事項を除く。）を記載した書類及び校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物（以下「校地校舎等」という。）の図面を添えてなければならない。</p> <p>一 目的</p> <p>二 名称</p> <p>三 位置</p> <p>四 学則</p> <p>五 経費の見積り及び維持方法</p> <p>六 開設の時期</p> <p>第七条 分校（私立学校の分校を含む。第十五条において同じ。）の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次の事項（市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校については、第</p>

四号及び第五号の事項を除く。)を記載した書類及び校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

- 一 事由
- 二 名称
- 三 位置
- 四 学則の変更事項
- 五 経費の見積り及び維持方法
- 六 開設の時期

第十七条 学校教育法施行令第二十六条第三項の規定による都道府県の教育委員会又は都道府県が単独で若しくは他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人の理事長の報告は、報告書に、市町村の教育委員会又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長からの届出に係るものについては当該届出に係る書類の写しを、当該都道府県又は当該都道府県が単独で若しくは他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人の設置する高等学校に係るものについては変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。

第十七条 学校教育法施行令第二十六条第三項の規定による都道府県の教育委員会又は都道府県が単独で若しくは他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人の理事長の報告は、報告書に、市町村の教育委員会又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長からの届出に係るものについては当該届出に係る書類の写しを、当該都道府県又は当該都道府県が単独で若しくは他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人の設置する高等学校に係るものについては変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。

第十九条 学校教育法、学校教育法施行令及びこの省令の規定に基づいてなすべき認可の申請、届出及び報告の手續その他の細則については、文部科学省令で定めるもののほか、公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を

第十九条 学校教育法、学校教育法施行令及びこの省令の規定に基づいてなすべき認可の申請、届出及び報告の手續その他の細則については、文部科学省令で定めるもののほか、公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及

含む。)の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事が、これを定める。

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会(公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第三号において同じ。)が必要と認める場合は、この限りでない。

一・二 (略)

三 (略)

第六十三条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会(公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長)に報告しなければならない。

第九十条 (略)

2 3 4 (略)

び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事が、これを定める。

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、この限りでない。

一・二 (略)

三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

第六十三条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会に報告しなければならない。

第九十条 高等学校の入学は、第七十八条の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査(以下この条において「学力検査」という。)の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

2 学力検査は、特別の事情のあるときは、行わないことができる。

5 公立の高等学校（公立大学法人の設置する高等学校を除く。）に係る学力検査は、当該高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が行う。

第七十九条 第五十七条から第六十二条まで、第九十条第一項及び第二項、第九十一条、第九十二条第一項、第九十四条、第九十五条、第四百三条第三項、第六百六十四条から第六十六条まで並びに第六十九条から第七十二条の二までの規定は、高等専門学校に準用する。この場合において、第六十四条第一項中「第五十五条」とあるのは「第二百二十三条において準用する第五十五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第一百八十八条の規定により高等専門学校」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準」とあるのは「高等専門学校設置基準」と、同条第六項中「第五十五条」とあるのは「第二百二十三条において準用する第五十五条」と読み替えるものとする。

3 調査書は、特別の事情のあるときは、入学者の選抜のための資料としないことができる。

4 連携型高等学校における入学者の選抜は、第七十五条第一項の規定により編成する教育課程に係る連携型中学校の生徒については、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができる。

5 公立の高等学校に係る学力検査は、当該高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が行う。

第七十九条 第五十七条から第六十二条まで、第九十条第一項及び第二項、第九十一条、第九十二条第一項、第九十四条、第九十五条、第四百三条第三項、第六百六十四条から第六十六条まで並びに第六十九条から第七十二条の二までの規定は、高等専門学校に準用する。この場合において、第六十一条中「教育委員会」とあるのは「教育委員会（公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）」と、第六百六十四条第一項中「第五十五条」とあるのは「第二百二十三条において準用する第五十五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第一百八十八条の規定により高等専門学校」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準」とあるのは「高等専門学校設置基準」と、同条第六項中「第五十五条」とあるのは「第二百二十三条において準用する第五十五条」と読み替えるものとする。

第百八十九条 第五条の規定は専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出について、第十一条の規定は専修学校の目的の変更の認可の申請及び専修学校の学科の設置に係る学則の変更の届出について、第六条、第七條、第十四條、第十九條、第二十五条から第二十八条まで、第五十八条、第六十条及び第六十六条から第六十八条までの規定は専修学校について、第六十四条の規定は専門課程を置く専修学校について、それぞれ準用する。この場合において、第十九条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第百六十四条第一項中「第百五条」とあるのは「第百三十三条第一項において準用する第百五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第百二十五条第三項に規定する専修学校の専門課程」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準」とあるのは「

第百八十九条 第五条の規定は専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出について、第十一条の規定は専修学校の目的の変更の認可の申請及び専修学校の学科の設置に係る学則の変更の届出について、第六条、第七條、第十四條、第十九條、第二十五条から第二十八条まで、第五十八条、第六十条及び第六十六条から第六十八条までの規定は専修学校について、第六十四条の規定は専門課程を置く専修学校について、それぞれ準用する。この場合において、第十九条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する専修学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校に係るものにあつては都道府県知事」と、第二十七条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第百六十四条第一項中「第百五条」とあるのは「第百三十三条第一項において準用する第百五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第百二十五条第三項に規定する専修学校の専門課程」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準」とあるのは「専修学校設置基準」と、同条第六項中「第百五条」とあるのは「第百三十三条第一項において準用する第百五条」と読み替えるものとする。

専修学校設置基準」と、同条第六項中「第二百五条」とあるのは「第二百三十三条第一項において準用する第二百五条」と読み替えるものとする。

第九十条 第三条から第七条まで、第十四条、第十五条、第十九条、第二十六条から第二十八条まで及び第六十六条から第六十八条までの規定は、各種学校に準用する。この場合において、第十九条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、私立の各種学校に係るものにあつては都道府県知事」と、第二十七条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第九十条 第三条から第七条まで、第十四条、第十五条、第十九条、第二十六条から第二十八条まで及び第六十六条から第六十八条までの規定は、各種学校に準用する。この場合において、第十九条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、私立の各種学校に係るものにあつては都道府県知事」と、第二十七条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

○ 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十三条 市町村の教育委員会並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）及び私立学校の長は、教科書需要票を別に定める様式により作成して、都道府県の教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>第十三条 市町村の教育委員会並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、教科書需要票を別に定める様式により作成して、都道府県の教育委員会に提出しなければならない。</p>

改 正 案		現 行	
<p>（報告の義務及び方法等）</p> <p>第六条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれその下欄に掲げる事項について、文部科学大臣が直接又は都道府県知事若しくは市町村長を通じて配布する調査票によつて報告しなければならない。</p>			
<p>上欄</p> <p>国立大学法人法（平成十五年法律第一百二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（以下「国立大学法人」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構</p>	<p>下欄</p> <p>当該法人の設置する学校について前条第一項第四号及び第五号の事項</p>	<p>上欄</p> <p>国立大学法人法（平成十五年法律第一百二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（以下「国立大学法人」という。） 、独立行政法人国立高等専門学校機構及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）</p>	<p>下欄</p> <p>（同上）</p>
<p>地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）</p>	<p>当該法人の設置する大学及び高等専門学校について前条第一項第四号及び第五号の事項</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>公立の専修学校、各種学校及び幼保連携</p>	<p>前条第一項第一号及び第四号</p>	<p>（同上）</p>	<p>（同上）</p>

型認定こども園の長	の事項
公立大学法人の設置する専修学校及び幼 保連携型認定こども園の長	前条第一項第一号の事項

2 前項の報告は、調査票に所定の事項を記入し、記名の上、次の各号の区分により提出することによつて行うものとする。

一・二 (略)

三 都道府県立の学校（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人の設置する学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。）の長並びに市町村立の高等学校及び中等教育学校（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する高等学校及び中等教育学校を含む。）の長並びに私立の高等学校及び中等教育学校の長は、都道府県知事の定める期日までに都道府県知事に提出する。

四 (略)

五 市町村立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等及び各種学校」という。）の長並びに市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、専修学校及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の長並びに私立の幼稚園等及び各種学校の長及び設置者（私立の幼稚園等及び各種学校と高等学校又は中

(新設)	(新設)
------	------

2 前項の報告は、調査票に所定の事項を記入し、記名の上、次の各号の区分により提出することによつて行うものとする。

一・二 (略)

三 都道府県立学校（大学及び高等専門学校を除く。）の長並びに市町村立及び私立の高等学校及び中等教育学校の長は、都道府県知事の定める期日までに都道府県知事に提出する。

四 (略)

五 市町村立及び私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校及び幼保連携型認定こども園の長並びに私立のこれらの学校の設置者（これらの学校と高等学校又は中等教育学校を併せて設置する者を除く。）は、市町村長の定める期日までに市町村長に提出する。

等教育学校を併せて設置する者を除く。)は、市町村長の定める期日までに市町村長に提出する。

(調査票の作成)

第八条 令別表第四の一の項第三欄第七号、同項第四欄第一号、同項第五欄第四号及び同項第六欄第一号の文部科学省令で定める地方公共団体の長又は教育委員会が作成すべき調査票は、次の表の上欄の区分ごとに下欄に掲げる事項に関するものとする。

上欄	下欄
都道府 県知事	当該都道府県の設置する大学について第五条第一項第四号及び第五号の事項(当該大学が廃止されたときにあつては、同項第一号及び第四号から第六号までの事項)、当該都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人の設置する学校が廃止され、かつ、当該学校を設置していた公立大学法人が解散されたとき(令別表第四の一の項第三欄第一号の規定により都道府県知事が指定した者がある場合を除く。市町村長の項において同じ。)にあつては、当該学校のうち、幼稚園、小学校、特別支援学校(幼稚園又は小学部を置く学校に限る。)、専修学校及び幼保連携型認定こども園について第五条第一項第一号の事項、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(中学部又は高等部を置く学校に限る。)について第五条第一項第一号、第二号及び第六号の事項並びに大学又は大学及び高等専門学校について第五条第一項第

(調査票の作成)

第八条 令別表第四の一の項第三欄第七号、同項第四欄第一号、同項第五欄第四号及び同項第六欄第一号の文部科学省令で定める地方公共団体の長又は教育委員会が作成すべき調査票は、次の表の上欄の区分ごとに下欄に掲げる事項に関するものとする。

上欄	下欄
都道府 県知事	当該都道府県の設置する大学について第五条第一項第四号及び第五号の事項(当該大学が廃止されたときにあつては、同項第一号及び第四号から第六号までの事項)、当該都道府県が設立団体である公立大学法人の設置する大学又は大学及び高等専門学校が廃止され、かつ、当該大学又は大学及び高等専門学校を設置していた公立大学法人が解散されたときにあつては、当該大学又は大学及び高等専門学校について第五条第一項第一号及び第四号から第六号までの事項、当該都道府県の設置する幼保連携型認定こども園が廃止されたとき(令別表第四の一の項第三欄第一号の規定により都道府県知事が指定した者がある場合を除く。市町村長の項において同じ。)にあつては、当該幼保連携型認定こども園について第五条第一項第一号及び第四号の事項並びに私立の学校(大学及び高等専門学校を除く。以下この表において同じ。)が廃止されたとき(令別表第四の一の項

	<p>一号及び第四号から第六号までの事項、当該都道府県の設置する幼保連携型認定こども園が廃止されたとき（令別表第四の一の項第三欄第一号の規定により都道府県知事が指定した者があつては、当該都道府県知事において同じ。）にあつては、当該幼保連携型認定こども園について第五条第一項第一号及び第四号の事項並びに私立の学校（大学及び高等専門学校を除く。以下この表において同じ。）が廃止されたとき（令別表第四の一の項第三欄第一号の規定により都道府県知事が指定した者があつては、当該都道府県知事において同じ。）にあつては、当該学校について第五条第一項第一号、第二号、第四号及び第六号の事項</p>
<p>（略）</p> <p>市町村 長</p>	<p>（略）</p> <p>当該市町村の設置する大学について第五条第一項第四号及び第五号の事項（当該大学が廃止されたときにあつては、同項第一号及び第四号から第六号までの事項）、当該市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する学校が廃止され、かつ、当該学校を設置していた公立大学法人が解散されたときにあつては、当該学校のうち、幼稚園、小学校、特別支援学校（幼稚部又は小学部を置く学校に限る。）、専修学校及び幼保連携型認定こども園について第五条第一項第一号の事項、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（中学部又は高等部を置く学校に限る。）について第五条第一項第一号、第二号及び第六号の事項並びに大学又</p>
	<p>第三欄第一号の規定により都道府県知事が指定した者があつては、当該学校について第五条第一項第一号、第二号、第四号及び第六号の事項</p>
<p>（略）</p> <p>市町村 長</p>	<p>（略）</p> <p>当該市町村の設置する大学について第五条第一項第四号及び第五号の事項（当該大学が廃止されたときにあつては、同項第一号及び第四号から第六号までの事項）、当該市町村が設立団体である公立大学法人（都道府県を設立団体に含む場合を除く。）の設置する大学又は大学及び高等専門学校が廃止され、かつ、当該大学又は大学及び高等専門学校を設置していた公立大学法人が解散されたときにあつては、当該大学又は大学及び高等専門学校について第五条第一項第一号及び第四号から第六号までの事項並びに当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園が廃止されたときにあつては、当該幼保連携型認定こども園について第五条第一項第一号及び第四号の事項</p>

(略)	は大学及び高等専門学校について第五条第一項第一号及び第四号から第六号までの事項並びに当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園が廃止されたときにあつては、当該幼保連携型認定こども園について第五条第一項第一号及び第四号の事項
-----	---

(調査票の配布等)

第九条 令別表第四の一の項第三欄第二号の文部科学省令で定める都道府県知事が調査すべき学校は、次表の上欄に掲げる区分ごとに下欄に掲げる学校とする。

上欄	下欄
学校調査	公立の高等学校及び中等教育学校（公立大学法人の設置する学校を含む、通信制の課程のみを置く高等学校及び中等教育学校を除く。）並びに私立のこれらの学校（通信制の課程のみを置く高等学校及び中等教育学校を除く。）並びに都道府県立の幼稚園等及び各種学校並びに都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人の設置する幼稚園等
(略)	(略)
学校施設	私立の高等学校及び中等教育学校並びにこれらの学校と併せて設置される学校（大学及び高等専門学校を除く。）並びに都道府県立の専修学校、各種学校及び幼保連携型認定こども園
卒業後の状況	公立の高等学校及び中等教育学校（公立大学法人の設置する学校を含む。）並びに私立のこれらの学校並びに都道府県立の中

(略)	(略)
-----	-----

(調査票の配布等)

第九条 令別表第四の一の項第三欄第二号の文部科学省令で定める都道府県知事が調査すべき学校は、次表の上欄に掲げる区分ごとに下欄に掲げる学校とする。

上欄	下欄
学校調査	公立及び私立の高等学校及び中等教育学校（通信制の課程のみを置く高等学校及び中等教育学校を除く。）並びに都道府県立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校及び幼保連携型認定こども園
(略)	(略)
学校施設	(同上)
卒業後の状況	公立及び私立の高等学校及び中等教育学校並びに都道府県立の中学校、義務教育学校及び特別支援学校（中学部又は高等部を

<p>調査 学校、義務教育学校及び特別支援学校（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人の設置する学校を含み、特別支援学校については中学部又は高等部を置く学校に限る。）</p>	<p>2 令別表第四の一の項第五欄第一号の文部科学省令で定める市町村長が調査すべき学校は、次表の上欄に掲げる区分ごとに下欄に掲げる学校とする。</p>	<p>上欄 下欄</p>	<p>学校調査 市町村立の幼稚園等及び各種学校並びに市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する幼稚園等並びに私立の幼稚園等及び各種学校</p>	<p>学校施設調査 私立の高等学校及び中等教育学校並びにこれらの学校と併せて設置される学校（大学及び高等専門学校を除く。）並びに都道府県立の専修学校、各種学校及び幼保連携型認定こども園</p>	<p>卒業後の状況調査 市町村立の中学校、義務教育学校及び特別支援学校（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する学校を含み、特別支援学校については中学部又は高等部を置く学校に限る。）並びに私立の中学校、義務教育学校及び特別支援学校（中学部又は高等部を置く学校に限る。）</p>
<p>調査 置く学校に限る。）</p>	<p>2 令別表第四の一の項第五欄第一号の文部科学省令で定める市町村長が調査すべき学校は、次表の上欄に掲げる区分ごとに下欄に掲げる学校とする。</p>	<p>上欄 下欄</p>	<p>学校調査 市町村立及び私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校及び幼保連携型認定こども園</p>	<p>（同上） （同上）</p>	<p>卒業後の状況調査 市町村立及び私立の中学校、義務教育学校及び特別支援学校（中学部又は高等部を置く学校に限る。）</p>

改正案	現行
<p>（調査の範囲）</p> <p>第四条 学校保健統計調査は、次の各号に掲げる学校の幼児、児童、生徒、学生及び職員の全部又は一部について、それぞれ、当該各号に定める年に行う。</p> <p>一 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園 毎年</p> <p>二 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（報告の義務及び方法等）</p> <p>第六条 学校の長は、前条第一項各号に掲げる調査事項について次の各号の区分により、文部科学大臣が直接又は都道府県知事を通じて配布する調査票によつて報告しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 公立の学校（大学及び高等専門学校を除く。）の長は前条第一項第一号及び第三号の事項、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条の規定により国立大学に附属して設置される学校並びに地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第七十七条の二第一項の規定により公立大学法人（同法第六十八条第一項に規定する公</p>	<p>（調査の範囲）</p> <p>第四条 学校保健統計調査は、次の各号に掲げる学校の幼児、児童、生徒、学生及び職員の全部又は一部について、それぞれ、当該各号に定める年に行う。</p> <p>一 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園 毎年</p> <p>二 特別支援学校、大学及び高等専門学校 文部科学大臣が指定する年</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（報告の義務及び方法等）</p> <p>第六条 学校の長は、前条第一項各号に掲げる調査事項について次の各号の区分により、文部科学大臣が直接又は都道府県知事を通じて配布する調査票によつて報告しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 公立の大学（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）の設置する大学を含む。）及び高等専門学校（公立大学法人の設置する高等専門学校を含む。）以外の公立の学校の長は前条第一項第一号及び第三号の事項、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二</p>

立大学法人をいう。次条において同じ。)が設置する大学に附属して設置される学校並びに私立の大学及び高等専門学校以外の私立の学校の長は同項各号の事項

2・3 (略)

(調査票の作成)

第七条 令別表第五の第四欄第一号の文部科学省令で定める都道府県の教育委員会が作成すべき調査票は、当該都道府県の設置する大学、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の学校(当該都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人の設置する学校を含む。)について第五条第一項第二号の事項に関するものとする。

2 令別表第五の第五欄第一号の文部科学省令で定める市町村の教育委員会が作成すべき調査票は、当該市町村の設置する大学、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の学校(当該市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する学校を含む。)について第五条第一項第二号の事項に関するものとする。

号)第二十三条の規定により国立大学に附属して設置される学校並びに私立の大学及び高等専門学校以外の私立の学校の長は同項各号の事項

2・3 (略)

(調査票の作成)

第七条 令別表第五の第四欄第一号の文部科学省令で定める都道府県の教育委員会が作成すべき調査票は、当該都道府県の設置する大学、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の学校について第五条第一項第二号の事項に関するものとする。

2 令別表第五の第五欄第一号の文部科学省令で定める市町村の教育委員会が作成すべき調査票は、当該市町村の設置する大学、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の学校について第五条第一項第二号の事項に関するものとする。

改正案	現行
<p>（調査の範囲、区分並びに実施の年度及び時期）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 令別表第三の第三欄第一号の文部科学省令で定める都道府県の教育委員会が選定すべき報告義務者は、次条第一項第二号の事項について公立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（<u>地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）</u>）並びに私立の幼稚園、高等学校、専修学校及び各種学校に係る者とする。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（報告の義務及び方法等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 前項の報告は、調査票に所定の事項を記入し、記名の上、次の各号の区分により提出することによつて行うものとする。</p> <p>一 国立の学校（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する学校を含む。）の長並びに公立の大学（公立大学法人の設置する大学を含む。）及び高等専門学校（公立大学法人の設置する</p>	<p>（調査の範囲、区分並びに実施の年度及び時期）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 令別表第三の第三欄第一号の文部科学省令で定める都道府県の教育委員会が選定すべき報告義務者は、次条第一項第二号の事項について公立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校並びに私立の幼稚園、高等学校、専修学校及び各種学校に係る者とする。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（報告の義務及び方法等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 前項の報告は、調査票に所定の事項を記入し、記名の上、次の各号の区分により提出することによつて行うものとする。</p> <p>一 国立の学校（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する学校を含む。）の長並びに公立の大学（<u>地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立</u></p>

高等専門学校を含む。)並びに私立の大学及び高等専門学校の長は、文部科学大臣が別に定める期日までに文部科学大臣に提出する。

二 都道府県立の学校(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人の設置する学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。次条第一項において同じ。)及び私立の学校(大学及び高等専門学校を除く。)の長は、都道府県の教育委員会の定める期日までに都道府県の教育委員会に提出する。

三 (略)

3 (略)

(調査票の配布等)

第七条 令別表第三の第三欄第二号の文部科学省令で定める都道府県の教育委員会が調査すべき学校は、都道府県立の学校及び私立の学校とする。

2 令別表第三の第四欄第一号の文部科学省令で定める市町村の教育委員会が調査すべき学校は、市町村立の学校(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。)とする。

大学法人(以下「公立大学法人」という。)の設置する大学を含む。
(及び高等専門学校(公立大学法人の設置する高等専門学校を含む。)
(並びに私立の大学及び高等専門学校の長は、文部科学大臣が別に定める期日までに文部科学大臣に提出する。)

二 大学及び高等専門学校以外の都道府県立及び私立の学校の長は、都道府県の教育委員会の定める期日までに都道府県の教育委員会に提出する。

三 (略)

3 (略)

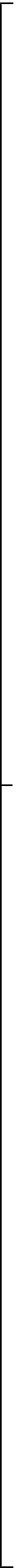
(調査票の配布等)

第七条 令別表第三の第三欄第二号の文部科学省令で定める都道府県の教育委員会が調査すべき学校は、大学及び高等専門学校以外の都道府県立及び私立の学校とする。

2 令別表第三の第四欄第一号の文部科学省令で定める市町村の教育委員会が調査すべき学校は、大学及び高等専門学校以外の市町村立の学校とする。

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（休業日）</p> <p>第八条 公立高等学校の単位制による課程のうち定時制の課程又は通信制の課程であるものに係る休業日は、当該高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会（公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この条において同じ。）の設置する高等学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）が定める。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（休業日）</p> <p>第八条 公立高等学校の単位制による課程のうち定時制の課程又は通信制の課程であるものに係る休業日は、当該高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が定める。</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第三条 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。）附則第二条第二項に規定する教育の職にある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 地方公共団体の職員又は国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（いずれも幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）を設置するものに限る。）若しくは社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）の役員若しくは職員で、前号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者</p> <p>四（略）</p>	<p>附則</p> <p>第三条 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。）附則第二条第二項に規定する教育の職にある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 地方公共団体の職員又は国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（いずれも幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）を設置するものに限る。）若しくは社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）の役員若しくは職員で、前号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者</p> <p>四（略）</p>



○ 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行規則（平成二十年文部科学省令第二十九号）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（標準教科用特定図書等の需要数の報告）</p> <p>第八条 市町村の教育委員会並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）及び私立学校の長は、標準教科用特定図書等需要票を別に定める様式により作成して、都道府県の教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>（標準教科用特定図書等の需要数の報告）</p> <p>第八条 市町村の教育委員会並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、標準教科用特定図書等需要票を別に定める様式により作成して、都道府県の教育委員会に提出しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等の支給限度額）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 令第三条第五号に定める文部科学省令で定めるところにより算定した額は、履修科目のうちの各科目の一単位当たりの支給限度額（次の各号に掲げる支給対象高等学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を当該各科目を履修する期間とした月数で除した額をいう。）を履修科目の全ての単位について合算した額とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次号において同じ。）の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の定時制の課程 千七百四十円</p> <p>三（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等の支給限度額）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 令第三条第五号に定める文部科学省令で定めるところにより算定した額は、履修科目のうちの各科目の一単位当たりの支給限度額（次の各号に掲げる支給対象高等学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を当該各科目を履修する期間とした月数で除した額をいう。）を履修科目の全ての単位について合算した額とする。</p> <p>一 高等学校及び中等教育学校の後期課程（次号及び第三号に掲げるものを除く。）並びに第一条第一項第一号及び第二号に掲げる専修学校 四千八百十二円</p> <p>二 地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の定時制の課程 千七百四十円</p> <p>三 地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の通信制の課程 三百三十六円</p> <p>3・4（略）</p>